

定 款

株式会社イトクロ

2020年1月30日 改定

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社イトクロと称し、英文ではItoKuro Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネットによる広告代理業
- 2 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- 3 通信販売業務ならびに通信販売の仲介
- 4 インターネットのシステム構築ならびにコンテンツの企画、制作及び販売
- 5 インターネット上のショッピングモールの運営
- 6 インターネットホームページ企画、立案及び制作
- 7 インターネット上名称ドメイン名の取得代行業務
- 8 サーバーの賃貸業務
- 9 コンピューターのハードウェア・ソフトウェアの製作・販売・設置及び賃貸
- 10 インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計。管理運営に関する業務ならびにコンサルティング業務
- 11 電気通信機器の製造・販売・設置及び賃貸
- 12 広告宣伝の情報媒体の企画及び制作
- 13 イベントの企画、制作及び運営、講演会、交流会、セミナーの開催
- 14 損害保険の代理店業務
- 15 国内外の企業への投資
- 16 有料職業紹介事業
- 17 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、9,000万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって、市場取引等により当社の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）が招集し、議長となる。

- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書

類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は当社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）が招集し、議長となる。

- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前まで発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定め

る最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第34条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、全ての代表取締役）が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

（期末配当金）

第39条 当社は、株主総会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。